

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 3 日現在

機関番号：12103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381010

研究課題名(和文) 韓国の理療教育史に関する調査研究

研究課題名(英文) Research on the history of acupuncture and massage education for the blind education In Korea

研究代表者

藤井 亮輔 (FUJII, RYOSUKE)

筑波技術大学・保健科学部・教授

研究者番号：70352565

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では日本の植民地政策下で朝鮮半島と台湾で展開された盲人への理療教育(鍼灸・按摩教育)の以下の実態を明示できた。朝鮮の理療教育は朝鮮総督府済生院の盲啞部(1913年)において官主導で開かれたのに対し台湾の按摩教育はWilliam Cambellによる台南慈恵院盲人教育部(1900年)や木村勤吾による木村盲啞教育所(1915年)など民間主導で行われた点に特徴がある。両者とも日本で公布された按摩術等に関する法令(1911年)に則った教育が実践されたことで、盲人の経済自立を可能にさせた日本の職業文化がこれらの地域にも形成された。その今日的意義は大きい。

研究成果の概要(英文)：This study shed light on the acupuncture, moxibustion, and massage education provided to the blind in the Korean Peninsula and Taiwan under Japanese colonialism, as described below. While the acupuncture, moxibustion, and massage education in Korea was established in the Blind and Deaf Education Department of Saisei-in (facility for the socially vulnerable) at the Government-General of Korea (1913) under the government's initiative, the massage education in Taiwan was led by private initiatives such as the Education Department for the Blind of Tainan Jikei-in (facility for the socially vulnerable) founded by William Campbell (1900) and Kimura Blind and Deaf School founded by Kingo Kimura (1915). In both Korea and Taiwan, the education was provided in line with the Law on Massage and Acupuncture published in Japan (1911), contributing to the introduction of Japanese occupational culture allowing the blind to be economically independent. This has great contemporary significance.

研究分野：鍼灸社会学

キーワード：理療教育史 韓国 台湾 朝鮮総督府済生院 William Campbell 木村勤吾

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本の植民地政策下において朝鮮総督府済生院盲啞部（以下、済生院盲啞部と省略する）で実施された理療教育（盲人に対する鍼灸・按摩教育）の事業を実証的に検証するとともに、昭和戦前期の日本で展開された鍼灸教育との異同に焦点を当てて両者の比較検討を試みることに主眼を置いている。

1911年（明治44年）の日本で公布された按摩術営業取締規則及び鍼灸術営業取締規則をほぼそのまま移転して展開された韓国における理療教育と業の実態を明らかにする作業といっている。

このテーマに迫るには、その舞台となった済生院盲啞部について、成立（1913年）から米軍政庁に引き継がれる敗戦年（1945年）までの変遷を跡付ける必要があるが、日本の理療教育史の一側面でありながら、その実態を日本語で記した資料はきわめて少ない。

一方、韓国併合の15年前の1885年（明治28年）に日本の統治が始まった台湾においても台南・台北を中心に盲人に対する按摩ないし鍼灸教育が実施されたが、1945年（昭和20年）までの実践に係る資料も済生院盲啞部の事例と同様、わずかに見られるにすぎない。

日本において近代的鍼灸教育が萌芽した明治中期から戦前期までの時代に、日本と同様の法令に基づき日本人の手で主導的に実践された両地域における鍼灸教育の航跡は、紛れもなく日本理療教育史の一コマであるにもかかわらず、である。

歴史は文字に記されて初めて「歴史」になる。体験もまた語り継がれなければ「体験」とはならない。とすれば、資料も埋もれ語り部も一握りになってしまった今、先人たちの刻苦奮闘の「体験」は、世界に類を見ない植民地政策下における盲人職業史とともに、霧と化してしまうおそれがある。

先人が為した偉業を顕彰する上でも、また、東アジア地域における理療教育の未来を志向するためにも、植民地時代の歴史を後世に伝える作業は当時、彼の地域で宗主権を有していたわが国の負うべき使命の一つと考える。本研究は、不十分ながらも、理療教育史の空白を埋める試みである点において、その任を果たす作業の一環に位置するものと考えている。

こうした筆者の危機感や歴史観が、聞き取り調査を含む韓国と台湾でのフィールドワークを主体に計画された本研究の動機であり背景をなしている。

なお、本報告では資料性価値を保つため、差別的と思われる表記についても現資料のままの表記にしてある。また、日本と韓国の併合を定めた条約名が「韓国併合に関する条約」であることから、本邦で一般に使われている「日韓併合」ではなく「韓国併合」とした。

2. 研究の目的

本研究は、韓国理療教育100年史のうち、日本統治下から第二次大戦終結までの時代を中心に韓国における理療教育史関連の資料と関係者の証言を収集・分析することを一義的な目的としている。同時に、本邦植民地政策の先駆けとなった台湾における盲人職業教育についても同様の調査を行うことにより、東アジアにおける戦前までの理療教育史の空白を一部埋めるとともに、日本、韓国、台湾における同領域の比較研究の基礎資料の整備に資する。

3. 研究の方法

関係資料の収集と直接面接法による当事者ないし関係者への聞き取り調査に依った。

(1) 資料収集

韓国の理療教育史に関する資料は、公文書、記事・論文、法令、韓国盲学校記念誌の4種とした。上記～の日本語資料は「国立国会図書館サーチ」(NDL Search)の検索サービスを利用する一方、韓国語の資料は韓国在住研究協力者の協力を得て収集した。また、韓国の法令資料は「WEB六法」(多くが翻訳済み)に依拠した。上記は「国立ソウル盲学校創立百周年記念誌」を使用した。また、台湾研究については主に国立台湾史研究所所蔵の資料を対象とした。

(2) 聞き取り調査

日本の朝鮮統治時代に鍼灸教育を受けた経験のある当時者に聞き取りを実施する予定だったが生存が確認できた候補対象者が高齢であったため断念せざるを得ず、当該領域に造詣の深いイム・アンス氏(元大邱大学特殊教育学科教授)とヤン・マンソク氏(元国立ソウル盲学校教諭)の証言に依存した。

また、台湾研究においても韓国同様、当事者からの聴取は実現せず、曾文雄氏(台湾盲人重建院院長)からの聞き取りにとどまった。

4. 研究成果

A. 朝鮮研究の成果

1. 朝鮮総督府済生院の沿革

朝鮮における近代盲教育の先駆けとなったのは米国人キリスト教宣教師であり医師でもあったホール(Rosetta Sherwood Hall)女史であった。1894年(明治37年)に盲少女オボンに初めて点字教育を施し、1900年(明治33年)には平壤女盲学校を開校して盲教育の発展に力を傾注した。

韓国併合の1910年までは、こうしたホール女史の礎があって、孤児の養育や障害児、精神病患者等の救済を行う施設は外国人宣教師が布教の傍ら経営するものであったが、それとて二つ三つを数えるだけで、朝鮮人による事業としては唯一、私設京城孤児院が在るのみであった。

私設京城孤児院は1906年(明治39年)3

月に李苾和が創始したもので当時 90 余名の孤児を収容しつつあったが、財政基盤が脆弱で経営が極めて困難な状況にあった。加えて、教育内容が不十分で単に衣食を提供して漢文の素読を課すほかは、何ら教育・訓練を施さず運営は疲弊していたようだ。

韓国併合後の 1911 年（明治 44 年）6 月 21 日に至って、朝鮮総督府は府令第 77 号（朝鮮総督府済生院規程）を制定・公布し、孤児の教養、盲啞者の教育及び精神病患者救療を事業の目的とする「済生院」を設立した。これを機に、京城孤児院の請願も受け入れる形で孤児の全員を同院に収容するとともに、「養育部」を設置して京城西大門外獨立門通元崇義廟の施設において同年 9 月 1 日から事業を開始した。

済生院は、韓国併合時に下賜された臨時恩賜金の中の 50 万円と国債報償金の残余金 11 万 3159 円（朝鮮総督府交付金）とを併せた 61 万 3159 円を基金に設立された財団法人であった。院の事業に要する経費は基金より生ずる利子収入、国庫補助金及び寄附金を以て充てた。更に、同年 8 月に至り、朝鮮における貧民救療資金として恩賜金 285 万 5800 円の下附があったため、済生院が保有する資金は合計 346 万 8959 円に達した。

1912 年（明治 45 年）2 月になって、済生院は当初の事業目的の一つであった精神病患者救療事業を総督府医院構内で開始し「医療部」と名づけた。

同年 4 月に至り、朝鮮総督府済生院官制（勅令第 57 号）と、総督府医院、道慈恵医院ならびに総督府済生院を一つの組織とする特別会計法（朝鮮総督府医院及済生院特別会計法：法律第 6 号）の発布を見た。

これにより、前述の府令によって設立された従来の済生院は、単に資金を保有する機関に留めることとし、資金から生ずる利子収入のすべてを上記の特別会計に寄託するとともに、その一部は貧民救療の資金に、一部は総督府済生院事業の経費に充てることとした。

2. 済生院盲啞部の開設

済生院の養育部と医療部の事業は総督府済生院が継承したが、家屋が狭隘となり予定の孤児を収容することができなくなった。そのため、京城西大門外獨立門通元崇義廟の養育部を京城府北部新橋洞所在元宣禧宮（ソヒ宮）に移すこととなり、それに必要な改築、修繕ならびに一部新営を行った上で、養育部は 1912 年 12 月 10 日に同地に移転した。

一方、旧養育部の建物は盲啞部庁舎と官舎で使うこととなったため大修繕が行われるとともに、同月の 17 日には、京城府西部理判洞の土地約 8,547 m²と建物 796 m²が盲啞部の用途として総督府より交付された。

こうして基盤が整うや、ただちに盲啞部は教育開始のための準備に着手し、翌 1913 年 1 月 14 日には朝鮮総督府官報に学生募集を

公告した。並行して京城日報・毎日新報および朝鮮新聞にも給費生（後述）30 人、自費生（後述）20 人の募集公告を行った。

同時に盲啞部は、京城府内に居住する該盲啞者の入学勧誘と家庭状況を把握するため職員の家庭訪問を実施する一方、同年 1 月 15 日から 2 月 20 日までの間、南大門警察署、北部警察署、東大門焚書、西大門焚書、水門洞焚書の職員に、盲啞者などの家庭状況を調査するよう依頼した。

さらに 2 月 10 日からの 5 日間、各初等学校に職員を派遣して盲啞者などの存否を調査する傍ら、該当者には盲啞部への入学を薦めた。

一方、盲啞部は 1913 年 3 月 6 日、京城府北部純在住のキム・ホヨンと学生寄宿に関する契約を取り交わした。すなわち、1913 年 3 月 10 日から翌年 3 月 31 日までの学生の入寮中の生活に必要な用具・設備を済生院が無償で供与することと、入寮が許可された 8 人の食費として 1 人 1 日 15 銭を支給することなどを内容としたものであった。

済生院盲啞部に入学した学生のうち学費を自費で負担する者を自費生と呼び、学費の支出が困難で済生院が代わりに負担する学生を給費生と呼んだ。給費生は寮で生活することを原則としたが、自費生にあっても寮を希望する者は院長の許可を受けることができれば入寮が許可された。

給費生と自費生の選考に当たって済生院盲啞部は、毎年入学支援者・保護者の身元・生計調査を府尹、村、警察署長などを介して二重、三重に行い公平を期した。給費生に選ばれた学生には入寮が許可され食事、教科書、学用品、衣服、寝具、帽子、靴、タオルなどが支給された。

こうして同年 4 月 1 日、盲学生 16 人（給費生 15 人、自費生 1 人）、聾啞生 11 人（給費生 8 人、自費生 3 人）の計 27 人を迎え、京城府西部理判洞（現西大門区天然洞スンウイミョ）において、宇佐美勝夫院長の臨席の下、盲啞部の入学式が挙行された。

1913 年 4 月 10 日、前年 4 月に発布された朝鮮総督府済生院管制の改正が行われ、済生院に附属していた精神病患者の医療事務を朝鮮総督府医院に移管することとなった。この管制の施行により済生院は養育部と盲啞部の 2 部体制になったのである。

3. 済生院盲啞部における教育課程

朝鮮総督府は済生院に盲啞部を設立するため、1913 年 2 月、盲教育者根本介蔵と聾教育者大塚米蔵を訓導に任命し教育課程の編纂を指示した。

盲啞部における鍼按教育は原則、盲本科の 3 年課程で行われ、修身、国語（日本語）、朝鮮語、算術、体育の教養系科目とともに鍼按の専門教育（普通按摩、鍼治法大意、用管刺法、解剖大意、按腹、生理の大意、マッサージ、捻鍼刺法、病理衛生大意）の授業が各

学年週 12 時間ずつ組まれた。

ただし、盲本科生の第 1 回卒業生が輩出される 1916 年（大正 5 年）3 月までの 2 年間に限り、臨時的な措置として盲啞部に 1 年制の速成科を置いて早期就業の希望に応えた。

済生院盲啞部の教育目的は普通教育、すなわち初等教育を実施するところにあつたため、盲啞部の教育課程は、1911 年公布の第 1 次朝鮮教育令に定められた課程に準じつつ、盲学生の職業自立を重んじる政策から鍼術、灸術、按摩術の職業教育が追加された。

すなわち、盲学生が履修する科目は朝鮮総督府済生院管制第 19 条で道徳、国語、朝鮮語、算術、音楽、鍼按、体操で編成され一般普通学校に準じた教育課程となっている。

ただし、一般普通学校では国語、朝鮮語、漢文時間が週 16 時間（1 年・2 年）と 15 時間（3 年・4 年）であつたのに対し、済生院盲啞部では、道徳は普通校と同等の時数としたものの、国語と朝鮮語は速成科では週 7 時間、盲本科では週 10 時間に大幅に減らし、代わりに鍼按教育、とくに按摩実習（毎日 2 時間）に重点を置いた教育課程が編成された。

学年歴は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日度を年度とし、内地（日本）と同様 3 学期制をした。第 1 学期は 4 月 1 日から 8 月 31 日まで、第 2 学期は 9 月 1 日から 12 月 31 日まで、第 3 学期は 1 月 1 日から 3 月 31 日までとし、年間の授業日数は 220 日以上を確保した。

夏休みは 7 月 20 日前後から 8 月末まで、冬休みは 12 月 20 日前後から 1 月末までを通例とした。

盲啞部の 1 日の授業は、一般普通学校に準じて始業を午前 9 時、終業を午後 3 時とし 6 時間編成を標準とした（「1 時間」は 40 分、休み時間は 10 分）。また、週当たりの授業時数は盲本科の 1 年は 31 時間、2 年と 3 年は 32 時間だったが盲速成科は 33 時間であつた。

その後、済生院盲啞部庶務規程（学則）が 2 度にわたり改正された。一度目の改正では卒業後の自立能力を高めるためとして盲本科生の鍼按科目と聾啞生の手芸科目の時間を増やして盲・聾すべての学年の週当たり授業時数を 33 時間に改めた。2 度目の改正では盲本科生の鍼按と国語・朝鮮語の能力を高めるためとして、全学年を 36 時間に改めた。

なお、済生院盲啞部では、放課後であっても 2 学年または 3 学年の学生たちの院外での「按摩実習」を認めていた。市井の料金の半額とした施術料収入は、盲啞部が一旦預かり卒業時に全額を本人に償還したことで、開業希望者にとっては貴重な支度金となった。

朝鮮総督府の資料によると、1917 年に卒業した盲学生 1 人当たりの貯蓄額は 10 ウォン（36 銭）から 38 ウォン（137 銭）、1923 年に卒業した学生は 50 ウォン（180 銭）以上が 1 人、20 ウォン（72 銭）以上が 4 人、5 ウォン（18 銭）以上が 2 人であつた。

4. 卒業生の状況

1913 年（大正 2 年）の盲啞部開設から 1937 年（昭和 12 年）までの盲生科卒業生数は、盲速成科 2 回と盲本科 23 回を合わせ 213 名、啞生科卒業生数は 21 回 158 名を数えた。

済生院盲啞部では卒業後の進路を確保するため各学生に教師を配当する指導体制をとった。その効あつて就職を希望する卒業生の全員が職に就くことができた。

盲生科卒業生 213 名の進路先内訳は、医院 マッサージ技工 5 名、教員 2 名、鍼按自営 181 名、上級学校入学 2 名、死亡 23 名で、鍼按自営が圧倒的に多い。都市で自営した者の月収はおおむね 25 円から 90 円の間であつた。

マッサージ技工として京城帝国大学病院及び道立医院に勤めた 5 名は月額 31 円 50 銭から 45 円程度が支給されたが、通勤後自宅で働いて十数円ほどの副収入をあげていた。

1914 年と 1915 年に盲速成科を卒業した 15 人中 8 人は朝鮮総督府医院と慈恵医院にマッサージ師として就職し、4 人は自身の出身地や他の都市で按摩業を自営した。残りの 3 人は中国山東省青島でマッサージ師として勤めた。

また、1916 年の盲本科第 1 回生 8 人の一人コ・イカは平壤で按摩自営業を始めたが、電話を架設するほど盛況を呈した。また、1917 年に卒業して仁川で自営したキム・ジョンジャは朝鮮女性盲人で初の按摩院開業者であつた。

5. 鍼按業の法制化

済生院盲啞部の鍼按教育で特筆されるのは、按摩術・鍼術・灸術の営業免許鑑札が盲啞部卒業と同時に無試験で付与された点である。平壤盲啞学校を始めとする他の私立盲啞学校の盲人卒業生は、試験を受けて合格する以外、自営の道は閉ざされていた。そのため、済生院盲啞部に編入して免許を取得する私立学校出身者も少なくなかつた。

こうして、済生院盲啞部の設立以降、朝鮮盲人の新しい職業となつた按摩・鍼・灸業の法的根拠は、「按摩術鍼術灸術営業取締規則」（朝鮮総督府警務総監部令第 10 号）と「按摩術鍼術灸術営業取締規則取扱手続」（朝鮮総督府警務総監部訓令甲第 55 号）にあつた。

その内容は、日本の「按摩術営業取締規則」（1911 年内務省令第 10 号）と「鍼術灸術営業取締規則」（1911 年内務省令第 11 号）に準じたものであつたと考えられる。

この法制に支えられた鍼・灸・按摩業は、それまでの盲人の基幹的職業であつた占卜業に代わつて盲人の経済的な安定と自立に大きく貢献することになった。

なお、按摩術と鍼術灸術の営業免許鑑札は京城では警務総長に、また地方では各道の警務部長に願書を提出することで受けることができた。

ただし、按摩術、鍼術灸術の免許鑑札は内地（日本）で取得したものは「外地」の何処でも通用したが、朝鮮で取得した免許鑑札は

内地（日本）では使えなかった。

B. 台湾研究の成果

1. 緒言

台湾は1895年（明治28年）4月に締結された日清講和条約（下関条約）により、澎湖列島と共に清国から日本に割譲されることとなり、同年6月、台北に総督府が置かれた。日本における植民地統治の先駆けとして、1945年（昭和20年）8月の台湾放棄までの半世紀にわたり、日本は台湾を領有した。

世界各地の文盲率が高かった第二次大戦終戦当時において、台湾における学齢児童の就学率は男児95.5%、女児90%だったから、植民地下の初等教育政策は高く評価できる。

その一環で実施された障害児教育は1890年（清朝統治下）に英国長老教会宣教師William Campkelが台南新樓教会堂に設立した訓盲院が嚆矢とされる。そして、盲人に対する按摩教育は同院を母胎とする台南慈恵院盲人教育部（1900年12月）の枝藝科（3年課程）が最初だった。同教育部は1915年（大正4年）に台南育唾学校に改称された。

一方、この年に海軍軍医木村勤吾により台北訓盲院が起こされるが、これを前身とする木村盲唾教育所（1917年設立）においても按摩専修科生3名に授業が開始されている。

以下、台湾における障害児保護と盲人の職業教育（鍼灸教育）の形成過程を台南と台北を中心に述べることにする。

2. 訓盲院と台南慈恵院盲人教育部

1890年（明治23年）清朝統治下の台湾にWilliam Campkel（前述）が教会堂に訓盲院を設け、盲人に聖書、点字、算術、手芸を授けた。これが台湾における障害児教育の始まりである。

しかし、その後の経営不振を理由に訓盲院は1897年（明治30年）ごろ廃止されたが、同氏はこれを遺憾とし、しばしば総督府当局に盲人教育を再開するよう請願した。

1899年（明治32年）10月、台湾総督府は清朝統治時代の台南慈恵院を復興させていた。当時の児玉源太郎総督はWilliam Campkelの請願を受諾し台南慈恵院の附属事業として1900年（明治33年）12月5日、「盲人教育部」を台南市岳帝廟街に設置、盲人に対し独立自活に必要な教育を施す事となった。

台南慈恵院盲人教育部は、修業年限を普通科5年（修身・国語・算術・体操・唱歌）、技芸科3年（普通科第4学年より兼修し日本按摩を課す）と定め、Campkelの事業を継承すべく盲人11人を収容し教育した。

1915年（大正4年）大正天皇御大典記念として同年5月1日に就任した第6代総督安東貞美の配慮により恩賜財団明治救済会長より盲唾学校建築費として2万5000円の寄附金を受け、台南市寿町に学校を建築、同年11月落成した。

3. 私立台南育唾学校

台南慈恵院盲人教育部は、竣工直前の1915年（大正4年）9月16日、台湾総督府の認可を得て、名称を台南盲唾学校と改めていた。

この学校では盲人の教育のみを行っていたが、翌1916年（大正5年）4月より初めて唾生の入学を許可するようになった。

台南育唾学校は救養生（後述）を収容する施設であったが、その教育を妨げない範囲で希望する者には「院外生」として自費生の入学を許可していた。

救養生とは、台南育唾学校への就学に際して身よりないし援助を受ける道のない盲唾者の呼称であり、所属の慈恵院から食費・学用品代・衣服・日用品・小遣に至る金品が支給された。

救養生を主体とする私立台南盲唾学校は、夏休みも救養生の生活の場として学校施設を提供しなければならなかった。

1916年（大正5年）当時の台南盲唾学校長平岩繁浩が東京盲学校発行の「内外盲人教育」第5巻秋号に投稿した「私立台南盲唾学校生徒の夏季休暇中の日課大要」には、次のような記述がある。

「我が校に於ては内地と違って夏休みが来ても家庭の都合上学校教育の都合上実家に帰る者は普通科技藝科通じて八十二名中わづか七名である。したがって休みだからと云って自由に放任して置くわけにはいけないのである。有益に積極的に何ものかを各生の頭に与えてやりたいと思っている。考えた結果次の通り決めた。而して今年の研究を基礎として来年の休暇には完全なる日課を作りたいと思っているのである。」として夏休み中の日課（省略）が記載されている。

4. 私立木村盲唾教育所

1915年（大正4年）9月22日、海軍軍医であった木村謹吾は以下の趣意書を発表し台北訓盲院を開設した。

「先考廉敬は静岡県沼津の人、幼にして明を失す、夙に大志を懐き、刻苦勉勵能く和漢の学修め、又藩医島津得翁に従ひ、漢方医学を修む、鍼医を以て野候に仕め、維新の際辞して郷里に歸る。更に蘭医杉田玄端に従ひ、医学を修め沼津に開業す傍ら家塾を設け、盲人教育に従事す。遠近の育生来り学ぶもの常に多し、明治二十三年東京に移り鍼治専門学校を創立す、後横浜基督教訓盲院の聘に応じ該校に於て教鞭を執る事八年、同三十二年横浜に逝く、享年六十二歳、其半生は盲人教育に貢献す、其生命は實に盲人教育にありき。（後略）」

この訓盲院設立から2年経った1917年（大正6年）6月25日、木村勤吾が経営する胃腸病院内に木村盲唾教育所を設け、寄宿舎を併置し盲普通科生4名、按摩専修科生3名、唾普通科生3名を収容し授業を開始した。当時の職員は所長木村謹吾を含め3名であ

った。

その後、同教育所における教育は順次充実し、1920年(大正9年)8月30日に私立台北盲啞学校となり、1922年(大正11年)の改正私立学校規則により私立臺北盲啞学校に改称された後、盲生部の技能科と専修科で本格的な鍼灸教育が行われるようになった。

この実績が認められ1924年(大正13年)8月27日、臺北州より按摩術鍼術及び灸術営業取締規則による指定学校に認可されたことで、盲生部の卒業生に按摩術、鍼術、灸術の営業免許鑑札が無試験で授与されることになった。

営業取締規則が日本で発布されるのは1911年(明治44年)であるから、それから数十年を経て本土に準じた制度が整ったことになる。ただ、朝鮮領下有の済生院が同規則の適用を受けるのは1914年(大正3年)の11月(按摩術鍼術及び灸術営業取締規則(前述)からである。初等教育は朝鮮に先んじて整備された台湾だったが、盲人職業教育の制度化は10年遅れた。

〇おわりに

「按摩」という日本の職業文化がアジアの衆目を集めて久しい。視機能を絶対要件としないこの業を通じて視覚障害者の社会的自立を三百年超にわたり果たしてきた日本の稀有な実践に学ぼうとする機運である。

その中で韓国と台湾は按摩業の基層にあるわが国の理療教育に熱い視線を投げ続けてきた。統治政策の影響で本邦と類似の制度を有しながら修業要件が中卒だったり国家免許制が確立していないなど、その水準が未だ前近代の域を出ていないからである。

1911年公布の按摩術・鍼術灸術営業取締規則を根っこに共有しながら彼我の格差が生じたのはなぜか。

この疑問に向き合おうにも、日本統治時代を含め、韓国・台湾における理療教育の沿革や法制の変遷を邦訳した学術資料は希少であり、少なくとも国内的には教育史の空白領域の一つとなっていた。

過去に優れた研究はあるが、それぞれに独創性があるものの、韓国初期の障害者教育の大枠を把握することに主眼が置かれていたり、済生院盲啞部全般ないし盲児・盲生に対する教育を包括的に論じた内容であり、鍼灸教育に焦点を当てた報告は見当たらない。

その意味で本研究は、不十分ながらも韓国と台湾で展開された理療教育の空白地帯に光を当てることができたものとする。

本研究の成果は論文やホームページで紹介する予定である。また、足らざるところは今後の研究の課題としたい。

【引用・参考資料】

1) 指田忠司. 韓国における視覚障害者按摩専門の歴史と職業選択の自由 - 韓国憲法

裁の按摩専門違憲判決を契機として - . 視覚障害, 2006;219(8),15-21.

2) 李相泰, 金治憲. アジア諸地域における視覚障害者の雇用システムの現状と課題. 大韓民国. アジア太平洋地域の障害者雇用システムに関する研究資料シリーズ. 障害者職業総合センター, 2006; 30, 91-100.

3) 金龍燮. 朝鮮総督府済生院に関する一考察 - 盲啞部を中心に -. 九州大学大学院教育学研究紀要, 1999;229-242.

4) 金蘭九. 戦前障害者政策の生成 - 視覚障害者教育政策の日韓比較 -. The Journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare Vol. 5 No.1 M3r. 2003;139-144.

5) 加藤康昭. 日本における盲人運動の成立とその要求. 障害者問題史研究紀要. 32. 1989; 3-7.

6) 近現代資料刊行会編. 植民地社会事業関係資料集〔朝鮮編6〕. 近現代資料刊行会. 東京. 1999.

7) 朝鮮総督府済生院編. 朝鮮総督府済生院の概況(『朝鮮彙報』大正四年八月号). 1915.

8) 朝鮮総督府済生院編. 朝鮮盲啞者統計要覧. 1921, 1926, 1938.

9) 田中藤次郎. 済生院盲啞部卒業生の活動状況. 朝鮮社会事業. 18(5). 1940.

10) 韓国障害者教育の先駆け = 日本創立の盲学校が百年. 時事新報社. 2013

11) 木村謹吾. 教育功労者略歴. 台湾教育. 財団法人台湾教育会. 1918;252,207-216.

12) 木村謹吾. 視力保存デーに因んで - 失明防止と視力保存 -. 社会事業の友. 台湾社会事業協会. 1934;072.13-23. 36-74

13) 木村謹吾. 弱視児童教育に就て. 社会事業の友. 台湾社会事業協会. 1937;107.11-20.

14) 室田有. 本島人盲生教育に関して. 台湾教育会雑誌. 台湾教育会. 1914;141.16-22.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕(計 1件)

藤井亮輔. 理療教育の歴史的変遷. 理療教育学序説. ジアース教育新社(東京都). 36-74. 2015.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤井 亮輔 (FUJII Ryosuke)
筑波技術大学・保健科学部・教授
研究者番号: 70352565

(2) 研究協力者

- 1) 長岡 英司 (NAGAOKA Hideji)
筑波技術大学・教授
- 2) 呉 泰敏 (O Temin)
大韓按摩師協会附属修練院・教諭
- 3) 李 宇寛 (REE Ugan)
国立ソウル盲学校理療科・教諭